

# 一般社団法人日本医療福祉設備協会

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本医療福祉設備協会（Healthcare Engineering Association of Japan）と称する。

#### (事務所)

第2条 本法人は、事務所を東京都文京区におく。

#### (目 的)

第3条 本法人は、医療・福祉および保健に関する設備・機器の研究、改善ならびに普及を図ることを目的とする。

#### (事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療・福祉および保健に関する設備・機器の調査、研究
- (2) 医療・福祉および保健に関する設備・機器の研究発表
- (3) 医療・福祉および保健に関する設備・機器の資料の収集ならびに会誌の刊行
- (4) 医療・福祉および保健に関する設備・機器の研修ならびに指導
- (5) 医療・福祉および保健に関する設備・機器の規格の制定ならびに普及
- (6) 医療・福祉および保健に関する設備・機器に関する専門職の育成
- (7) その他前各号に定める事業に付帯または関連する事業

#### (公 告)

第5条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他止むを得ない事情により第1項に定める方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 第2章 会 員

### (会員の種別)

第6条 本法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 本法人に功労のあった者、または学識経験者で社員総会において推薦された者
- (4) 特別会員 本法人が特別に会員であることを認めた者

### (入会)

第7条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込む。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

### (入会金および会費)

第8条 正会員は、別に定める入会金および会費（以下、「会費等」という。）を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 第1項の会費等は、一般社団・財団法人法第27条に規定する経費とする。

### (会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 1年以上会費等を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

### (退会)

第10条 正会員および賛助会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。

- (1) 本法人の定款または規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

#### (会員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品を返還しない。

#### (会員名簿)

第13条 本法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

#### (社員総会の種類)

第14条 本法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

#### (社員総会の構成)

第15条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

#### (社員総会の権限)

第16条 社員総会は、「一般社団・財団法人法」に規定する事項および本定款に定める事項を決議する。

(1) 役員を選任および解任

(2) 定款の変更

(3) 各事業年度の事業報告および決算

(4) 入会の基準ならびに会費および入会金の金額

(5) 会員の除名

(6) 長期借入金ならびに重要な財産の処分および譲渡

(7) 解散および残余財産の処分

(8) 理事会において社員総会に付議した事項

(9) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項および本定款に定める事項

#### (社員総会の開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたときに開催する。

#### (社員総会の招集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、または電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

#### (社員総会の決議)

第19条 社員総会の議事は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項および本定款に特に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

#### (社員総会の書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、あるいは電磁的方法により表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。

#### (社員総会の議長)

第21条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席社員のなかから選出する。

#### (社員総会の定足数)

第22条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (社員総会の議事録)

第23条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 社員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および社員総会に出席した社員のうち、議長の指名する2名が署名または記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

### (役員の種類および定数)

第24条 本法人に、次の役員をおく。

理 事 20名以上30名以内

監 事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、15名以内を執行理事とすることができる。

### (役員を選任等)

第25条 理事および監事は、別に定める規則に基づき、社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事および執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された執行理事のなかより副会長を選任することができる。ただし、副会長は3名以内とする。

5 監事は、本法人の理事または使用人を兼ねることができない。

6 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊な関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の3親等以内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

(6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者または3親等以内の親族

### (理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより、本法人の業務の執行を決定する。

2 会長は、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本法人の業務を執行する。また会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

### (監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の業務ならびに財産および会計の状況を監査すること。

(3) 社員総会および理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、

これを社員総会および理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補充または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、現任者の残存期間が2年に足りないときは、前項による。
  - 4 役員は、辞任または任期満了後においても定足数を下回る場合は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

- 第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

#### (役員報酬等)

- 第30条 役員は無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (理事の取引の制限)

- 第31条 理事が次に掲げる取引を行おうとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己または第三者のために行う本法人の事業に属する取引
  - (2) 自己または第三者のために行う本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引を行った理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (名誉会長および顧問)

第32条 本法人に、名誉会長および若干名の顧問をおくことができる。

2 名誉会長および顧問は、会員のなかから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長および顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (名誉会長および顧問の職務)

第33条 名誉会長および顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

#### (理事会の設置および構成)

第34条 本法人は理事会をおく。理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (理事会の権限)

第35条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本法人の業務執行の決定
- (4) 代表理事および執行理事ならびに会長、副会長の選定および解職

#### (理事会の種類および開催)

第36条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。
- (3) 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

- (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

#### (理事会の招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合、および前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、または電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### (理事会の決議)

第38条 理事会の議事は、本定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

#### (理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (理事会の定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

#### (理事会決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過概要および議決の結果
- 2 議事録には、理事会に出席した代表理事および監事が署名または記名押印しなければならない。



## 第6章 基金

### (基金の拠出)

第43条 本法人は、社員または第三者に対し、「一般社団・財団法人法」第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

### (基金の拠出者の権利)

第44条 本法人は、第53条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、本法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができる。

3 本法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡ならびに質入および信託することはできない。

### (基金の返還の手続)

第45条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、「一般社団・財団法人法」第141条に規定する限度額の範囲内で行う。

2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定める。

## 第7章 財産および会計

### (事業年度)

第46条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (財産の構成)

第47条 本法人の財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金および会費
- (2) 寄付金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業による収入
- (5) その他収入

### (財産の管理)

第48条 本法人の財産の管理は会長が行うものとし、その方法は別に定める。

### (事業計画および収支予算)

第49条 本法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入および支出をすることができる。

3 前項の収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

### (事業報告および決算)

第50条 本法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会において承認を得る。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

### (剰余金の分配の禁止)

第51条 本法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第8章 定款の変更、合併および解散等

### (定款の変更)

第52条 本定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

### (解 散)

第53条 本法人は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号および第2号ならびに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

### (残余財産の処分)

第54条 本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により本法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に寄付する。

## 第9章 委員会

### (委員会)

第55条 本法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第56条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員をおく。
- 3 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

### (備付け帳簿および書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 理事および監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会および社員総会の議事に関する書類
- (6) 各事業年度に係る収支予算書および事業計画書
- (7) 各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書、決算書類および事業報告書、ならびにこれらの付属明細書
- (8) 監事監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿および書類

## 第11章 付 則

### (設立時の事業計画および収支予算)

第58条 本法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

**(最初の事業年度)**

第59条 本法人の設立初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、設立日から平成22年3月31日までとする。

**(設立時社員の氏名および住所)**

第60条 本法人の設立時社員の氏名および住所は、次のとおりである。  
(省略)

**(設立時役員の氏名)**

第61条 本法人の設立時役員の氏名は、次のとおりである。  
(省略)

**(設立時役員の任期)**

第62条 設立時役員の任期は、第28条の規定にかかわらず、平成23年の定時総会の終結の時までとする。

**(委 任)**

第63条 本定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

**(付 則)**

- 1 本定款は、一般社団法人を設立した日から施行する。
- 2 本定款は、平成26年5月29日の社員総会において改定し、同日から施行する。